

## 共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議の設置について

平成 27 年 1 月 15 日

高等教育局長 決定

### 1. 趣旨

法科大学院教育の質保証を更に促進する観点から、①法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に学生の到達度等を確認し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用するとともに、②学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用することを目的とする「共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）」の本格実施に向けて必要となる調査検討を行うため、「共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議（以下、「検討会議」という。）」を設ける。

### 2. 検討事項

- (1) 確認試験の実施に向けた基本設計の改訂
- (2) 確認試験に関する試行試験（以下、「試行試験」）の在り方
- (3) 試行試験の実施状況のフォローアップ
- (4) その他必要事項

### 3. 実施方法

- (1) 検討会議は、別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 必要に応じ、別紙の委員に加えて、他の有識者を参画させることができる。

### 4. 委嘱期間

委員の委嘱期間は、設置の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

### 5. その他

- (1) 検討会議に関する庶務は、高等教育局専門教育課専門職大学院室において処理する。
- (2) その他検討会議の運営に関する事項は、必要に応じ検討会議に諮って定める。

共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議  
委員名簿

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 磯村保   | 早稲田大学大学院法務研究科教授                       |
| 大貫裕之  | 中央大学大学院法務研究科教授                        |
| 笠井正俊  | 京都大学大学院法学研究科教授                        |
| 片山直也  | 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）委員長・教授           |
| 佐伯仁志  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授                     |
| 酒井圭   | 弁護士                                   |
| 宍戸常寿  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授                     |
| 西山卓爾  | 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長・内閣官房法曹養成制度改革推進室副室長 |
| 日吉由美子 | 弁護士                                   |
| 村田涉   | 司法研修所教官                               |
| 山本和彦  | 一橋大学大学院法学研究科教授                        |

(計 11 名)